

全仏

ZENBUTSU



454

仏暦2542年12月 (1999年)
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



妙心寺花園会館で開催された第19回同和研修会 (関連記事 6～7 頁)

理事会開催

日宗連第16回宗教と税制シンポジウム

理事会開催

本会の理事会が、去る十月十三日午後二時から、東京グランドホテルで開催された。三
 婦依文唱和に続いて、不破理事長を議長に、
 成田有恒・近藤真道の両師を議事録署名人に
 選出し議事に入った。



東京グランドホテルで開催された理事会

議案第一号「平成十二年度予算編成の基本方針について承認を求める件」

不破議長より上程。吉橋財務部長が説明、原案通り承認された。

議案第二号「マヤ堂修復事業の今後の方針について承認を求める件」

不破議長より上程。川井ルンビニー委員会委員長・櫻井国際文化部長から前回の理事会以降のマヤ堂復元に関するネパール側との折衝経過を詳細に報告した後、不破議長が、「①『マヤ堂修復計画協定書』の再修正案をネパール側へ提示し、マヤ堂復元に向けて折衝を進めて行くこと。②考古学調査報告書の作製について、上坂 悟氏（考古学者）と契約を締結すること。」の二点について承認を求めた。

これに対し出席者より、今後の経費予想と折衝の見込み等の質問が出され、川井委員長が、「事業が予想外に長期化し、ご関係の方々に大変ご心配をかけて申し訳ない。」と陳謝し、「今後の折衝に、鋭意努力をして行きたい。」と答えた。更に質疑応答の後、原案通り承認された。

全日本仏教会 無料法律相談室

全日本仏教会では、長谷川正浩弁護士による、本会関係者を対象とした無料法律相談室を開設しています。

相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、
 税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、
 宗教法人法の改定に伴い、相談件数が増
 えています。相談をご希望される方は、
 必ず電話で予約をお願いいたします。

日時 原則として毎月第二・第四木曜日

午後一時～

場所 明照会館

（東京都港区芝公園四一七四）

予約 全日本仏教会事務総局

〇三―三四三七―九二七五

議案第三号「政局の動向と政教分離問題について意見を求める件」

不破議長より上程。渡邊社会部長が、宗教の自由に関する委員会（野村盛彦委員長）より、自民・自由・公明三党連立政権の発足に對して、宗教の自由を守る立場から、「明確な意志表示と具体的な対策を検討する必要がある。」という意見が具申されたことを報告した。

出席者より活発な意見が出された後、自公連立政権発足に反対を表明して来た不破理事長の見解に理事会として賛意を表し、今後の対応は更に検討して進めて行くことになった。

報告事項

①「墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（照会・文化庁）（回答・厚生省）」

吉橋財務部長が、厚生省と文化庁に對し、再々折衝し、「宗教法人は、宗教法人法の定めに従うものであり、墓地埋葬法並びに新施行規則を義務づけられるものではない。従って閲覧請求等に関しても宗教法人は、この請求に応じる義務はない。」と回答を得た旨を報告した。

全
告

②「戒名（法名）問題に関する研究会」報告

野生司総務部長が、本研究会の開催概要について報告した。

③「都道府県仏教会負担金検討委員会」報告 吉橋財務部長が、去る九月二十九日に開催された本委員会の概要について説明した。

台湾大地震義捐金寄託

十月二十日、全日本仏教会は、先に台湾で発生した大地震の被災者救援義捐金として、百万円を台北駐日經濟文化代表處へ寄託した。また、今回の大地震に関しては、本会加盟団体も救援活動を活発に行っている。



台北駐日經濟文化代表處文化組組長 陳燕南氏(左)へ寄託

核燃料加工施設事故に對して

要望書を提出

全日本仏教会は、茨城県東海村で発生した核燃料加工施設臨界被爆事故に對し、不破理事長名で内閣総理大臣宛、要望書を提出した。

要望書

私たち全日本仏教会は、この度の茨城県東海村における核燃料加工施設臨界被爆事故に對し、被害者の方々に心よりお見舞い申しあげるとともに、強く遺憾の意を表するものであります。

原子力の持つ有属性は、現在の我が国においてすべてを否定することはできないのが現状であります。反面、その危険性も充分考慮されて運用されなければならないものであります。

しかるに、今回の事故原因が明らかにされるにつれ、原子力行政に對する私たちの信頼を裏切る事実が明白になってまいりました。核事故における被害は、単に一過性のものではなく、将来にわたって危険の可能性は拭いさることは出来ません。

それ故、事故は絶対起こしてはならないものであり、安全に對する配慮は十二分にされてしかるべきものであります。にもかかわらず、当事者であるJCOにおいては安全性を無視したずさんな作業が日常的に行われていたとのことであり、国民の安全を守るべき政府や行政機関がそのような実態を看過したことは重大な問題であるといえます。

国民が安全な生活をおくることは、国が保証すべき基本的人権のひとつであります。今後、被害に遭われた方々に對して十分な対応を講じられること、そしてこの様な事故が再発せぬよう国として充分な管理体制の確立を強く要望いたします。

一九九九年十月

財団法人 全日本仏教会
理事長 不破 仁

第十六回 宗教と税制シンポジウム

宗教法人非課税制の原点を探る

成蹊大学名誉教授
税務会計研究学会会長

武 田 昌 輔

(財)日本宗教連盟

平成十一年十月十二日午後一時半より、立正佼成会セレニティーホールで、日本宗教連盟主催による、第十六回宗教と税制シンポジウムが開催された。宗教法人非課税制の原点を探る」をテーマに成蹊大学名誉教授・税務会計研究学会会長、武田昌輔氏が講演を行った。以下要旨を紹介する。(文責 社会部)

※ ※ ※

法人税法上、法人は六種に分けられる。①普通法人は、株式会社、有限会社などの一般の会社その他、特殊法人が含まれる。②公共法人は、政府が全額出資している法人で、営団などをいう。③公益法人等とは、通常、民法第三十四条による財団法人、社団法人などの他に、宗教法人、学校法人などが含まれる。④協同組合等は、農業協同組合、漁業協同組合等を指す。⑤人格のない社団等とは、法人格を持っていない社団、または財団を指し、具体的には政党、会社の中の互助会、大学の運動部、文化部などをいう。法人税法上から

は、これらも法人とみなす。⑥外国法人とは、外国の会社が日本に拠点をおいて活動している法人を指す。

これらの分類に基づいて課税の区分けが行われている。①普通法人の株式会社には、全体の利益に対して、国税だけで現在三十パーセントもの高い税率がかけている。地方税も入れると、現在全体で四十二パーセントになる。②公共法人は国が出資者であるので課税がされない。③の公益法人等には、全体でなく、収益事業から生じた所得に対して二十二パーセントの課税が行われる。

④協同組合等に対しては、全ての利益に対して課税が行われる。公益法人と違う点は、例えば公益法人等が土地を売却した場合、これは収益事業にはならない。従って課税もない。しかし協同組合等が土地を売却すると、その売却益に課税される。ただし普通法人とは税率が異なり、二十二パーセントの税率が適用される。⑤人格のない社団とは会員の集

合体であるから、本来会員一人一人に財産を分けて課税する他ない。しかしそれでは小さな税額にしかない。そこで昭和三十三年の税制改正で、人格のない社団も法人とみなし、収益事業をおこなっている場合、その所得に対して一般の普通法人並に三十パーセントの税金をかけるようになった。

⑥外国法人に対しては、外国の公益法人が日本に来て事業を行う場合は日本の公益法人並に、また外国の株式会社などが日本で事業を行う場合は、日本の株式会社なみに三十パーセントの税率が適用される。

次に、公益法人等について解説すると、法人税法第三表に、該当する法人の名前がある。その中に、宗教法人(宗教法人法(昭和二十六年法律第一二六号)もある。そして法人税法七条に「収益事業に課税し、収益事業以外の事業には課税しない。」と規定されている。

宗教法人については、昭和二十一年の大蔵省令で収益事業以外のものに課税されないと規定された。また、昭和二十四年に米国コロンビア大学の、シャップ氏を団長とする税制使節団が来日、日本の税制に関する勧告書を提出し、その中で公益法人に対しても収益事業から生じた所得に対しては、税金をかけるべきであるとした。そして、それに基づき昭和二十五年に大規模な税制改正が行われ、公



武田 昌輔氏

益法人にも全般的に課税されるようになった。

平成八年度の税制改正では、公益法人で年間収入が八千万円以上ある場合は、収支計算書を作成し提出しなければならなかった。

本来納税の義務のない公益法人に収支計算書を提出せよというのは問題である。

公益法人等の収益事業に対する課税の考え方について、ある事業を行う場合に株式会社では利益が出ると、約半分が税金でもつていられる。それに対して公益法人が同じ事業をおこなって収益があがった場合、税金がゼロでは、競争関係における中立性が保たれないのではという議論がある。

また国税庁による、収益事業についての取り扱い通達の中では、宗教法人、学校法人等の物品販売について、お守り、お札、おみくじ等は売価と仕入れ原価との関係からみて、実質は喜捨金と認められる場合、その販売は物品販売業に該当しないものとする。ただし、

宗教法人以外の者が一般の物品販売業として販売できる性質を有するもの（絵はがき、線香、ろうそく、供花など）をこれらの一般の物品販売業とおおむね同様の価格で参詣人等に販売している場合のその販売は、物品販売業に該当するとしている。

また、公益法人等が専ら会員の研修その他の主たる目的とする事業を遂行するために必要な施設として設置した宿泊施設が、①利用が専ら当該公益法人等の主たる目的とする事業の遂行に関連してなされるものであること。②その宿泊施設が多人数で共用する構造及び設備を主とするものであること。③利用者から受ける宿泊料の額がすべての利用者について一泊千円（食事を提供するものについては、二食付きで千五百円）以下であること。（これは昭和二十五、六年頃の水準）こうした要件のすべてを満たすものの経営は旅館業に該当しないものとしている。

また、宗教法人が神前結婚、仏前結婚等の挙式を行う行為で本来の宗教活動の一部と認められるものは収益事業に該当しないが、挙式後の披露宴における飲食物の提供、挙式のための衣裳その他の物品の貸付、記念写真の撮影及びこれらの行為のあっせん並びにこれらの用に供するための不動産貸付及び席貸しの事業は、収益事業に該当するとしている。

一八九九年に法人に対する課税がはじまるが、公益法人は収益事業を行わなくても、基金の利息、株の配当などで十分やっていく。つまり公益法人は収益事業を行わないということが事実上前提になっていた。それが戦後になり、基金だけではやっていけなくなり、財政上の理由で収益事業を行うようになった。公益法人には株主がいらないので、株主に利益を分配することがない。得た利益は公益事業や宗教活動のための施設等に使うということが使命とされる。そのため課税すべきではないという考え方が出てくる。

公益法人に対する税率は普通法人等より低くされている。また収益事業から公益事業の方へ資金を提供（みなし寄付金）するということは、一定の限度、現在は二十パーセントまでは非課税で残りに対しても税率二十二パーセントと一般の三十パーセントに対して低く押さえる配慮がなされている。

税金は、分かりやすく言えば、社会成立のための会費である。優遇税制とは、ある者を優遇すると残った者が会費負担することになることである。この点を忘れてはいけない。

一部で公益法人が事件を起こし新聞をにぎわすことがあるが、それはほんの例外的なことである。しかし公益法人全体としてのあり方を検討する必要があると思われる。

第十九回 同和研修会

仏教とケガレについて考える

十月二十八日、臨済宗妙心寺花園会館

さる十月二十八日、臨済宗妙心寺花園会館にて、第十九回同和研修会が、二十七団体七十八名参加の下、開催された。

今回は「仏教とケガレについて考える」をテーマに、最近研究が進められているケガレの観念について、仏教との関わりから学ぶことを目的に行われた。

(文責 社会部)

※ ※ ※

午前十時より開会式が行われ、不破理事長、佐々木同和委員長、妙心寺派藤原教学部長からそれぞれ挨拶があった。

午前中は、浄土真宗本願寺派明信寺前住職であり、全仏の前同和委員長でもある田中郁朗師より「仏教とケガレ」と題して、講演いただいた。以下は、その要旨である。



田中 郁朗師

「差別の問題、賤民という制度の機軸にあるのは貴賤と浄穢の観念である。しかし両者を併せ持つのはインドと日本だけであるという。沖浦和光氏はその著書で、仏教伝来が日本に影響を及ぼしたと指摘するが、その点を明らかにしてみたい。

ケガレは、古事記・日本書紀などにその始まりを見ることが出来る。はじめはツミとケガレが混然としており、生産の阻害、残虐行為、汚染行為、異常体など様々なものがツミケガレとされた。それらが今に伝わる五穢(死穢・血穢・産穢・肉穢・女穢)にまとめられてきた経緯がある。

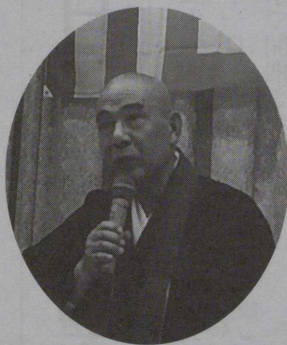
貴賤は洋の東西を問わず、支配被支配の関係から生まれるものである。しかし浄穢は別である。

死に対するケガレは「魏志倭人伝」の中に、葬儀の後で水に入って禊ぎをしたといった内容のことが書かれているため、当時から存在していたことが推測される。「古事記」にも、黄泉国から戻ったイザナギが水辺で禊ぎをする場面がある。

先に述べた五穢の中で、死穢以外は実に血(血を流す状況)が関係している。古事記の中には血に関するケガレは見あたらない。死に対するケガレ観は、死体が腐っていく様子を見て生まれたと想像できるが、血というのは何故忌み嫌われたのか。

最も多くの血が流れる場所は戦場である。ならば、戦乱の末に最後まで生き残った者、つまり支配者たちこそ最もケガレた存在であるはずである。にもかかわらず後世になると出産や肉食などに矮小化されていくのは何故か。そこにはやはり、鎮護国家のもと仏教が支配層と結びついた結果、インドから伝わった「血のケガレ」観が民衆の間に広まったという考えも否定できないと考える。

例えば死穢について説明すると、死体がそばにある時に感じる異様な気配、その死体を取り巻く空気に触れたときにそのケガレに染まってしまうという、これが触穢の観念と呼ばれるものである。そのおぞましさと嫌悪感が実体化して触穢観念を生み出したといえる。古来それは禊ぎによって洗い流されるものと考えられていたが、平安の頃になるとより偏執的に変化していき、室町以降の服忌令などにも神経質なまでの厳格さが認められる。このこだわりが民衆に広まり、ケガレの固定化の一因となったと思われる。



日野西眞定師



深澤信善師

また触穢には三転の思想がある。ケガレが当事者を含め三人まで伝播するという考えである。これを明治初年に政府が民衆に適用したため混乱が起き、すぐに廃止されたという事例がある。

この触穢の観念とそれに基づく三転の思想が、ケガレの問題を考えると重要なポイントではないかと考えている。」

講演終了後、参加者との質疑応答が交わされて、午前中の日程を終了した。

昼食を摂った後午後一時より、曹洞宗が制作した人権啓発ビデオ「自らの差別意識を問う」が上映され、同和委員の深澤信善師より、

今までの同和推進への取り組みとともに、制作目的、完成に至った経緯などについて説明がなされた。

そして、午後二時より高野山真言宗金剛峯寺奥之院維那である日野西眞定師より「葬式・年回法要とケガレ」と題して、講演いただいた。以下はその要旨である。

「日本において仏教は、在来の民俗信仰に仏教の要素をうまく加味しながら存在してきた。故に、土着の文化を消失させることなく今に伝わっているのである。

日本では肉体よりも魂をまつることに重きが置かれてきた。それを象徴するのが両墓制である。魂をまつる墓は、石塔墓などこしらえて子孫を見守ってもらう為に見晴らしの良いところに作られる一方で、死者を葬る墓は、生活地域より離れた山陰などに作り、あまりお詣りすることはない。

また特に土葬の場合に墓の上に多様なものが設けられる例がある。例えば、木の枝で覆ったり、墓を垣根で囲ったりする。こうしたことを殯（もがり）といい、死者を封じ込めておく意図があったと思われる。

つまりは、亡くなった人はケガレ多いという観念がそこには存在するからである。古事記のイザナギとイザナミの神話にあらわされるように、古代日本人は死体に対する嫌悪感

を抱いており、それが魂を大事にする習わしの始まりだったのではないだろうか。

そこで、残された者はその魂をいかにキヨメることに努めるかが重要なのである。そのため、家でも魂をまつりあげる拠り所が必要であり、それが位牌であり、仏壇である。

古い資料を調べてみると鎌倉末期には三十三回忌法要が営まれていたようであり、また、四十九日法要より三十五日法要が重視されていたこともわかる。そこでは、ツミケガレを払うのに功德ありと信じられていた法華経が読誦され、善行を積むために写経や塔婆建立が行われていたことが見える。

日本人はこれまで説明してきたように、死体より魂を重要視するため、両墓制における殯と石塔墓の扱いの違い、さらに位牌を家にまつり、その魂をキヨメるため年回法要を行うといった、西洋とは全く違った葬制が行われてきた。大まかにいうと西洋は物質、日本では魂を重視すると言えよう。

この日本古来からのケガレ観に即してキヨメという行為を追善供養に置き換え、仏教的に儀礼化したのが、葬儀であり年回法要であると言えるだろう。」

講演終了後、会場との質疑応答が交わされた。引き続き閉会式に移り、蓮事務総長の挨拶をもって終了した。

全日本仏教婦人連盟大会

第四十六回全日本仏教婦人連盟大会が、十一月十一日午前十一時からホテルパシフィック東京で開催された。

第一部は、笹川亮宣全日本仏教尼僧法団副理事長と同志有志を式衆に法要が営まれ、一同献花の後、友廣和会長による信条唱和が行われ、島田喜久子理事長の挨拶へと続いた。

また、台湾・トルコ地震災害支援のために「被災地NGO協働センター」が推進している「まけないぞう」運動に協賛している同婦人連盟より支援金が同センターの代表者に贈呈された。

第二部は、高井伸子副理事長による開式の辞に続き、来賓挨拶、普門院診療所の田中貞雅先生による終末医療を中心とした講演、津軽三味線の清興が澤田勝信一座により行われ盛会であった。

埼玉県仏教徒大会

第二十二回埼玉県仏教徒大会が、「手と手をつなぎ 広げよう 仏の心」を大会テーマ

に十月二十六日午前十時から、飯能市市民会館大ホールを会場に、溢れんばかりの参加者を集めて開催された。法要、式典に引き続いて手話コーディネーターとして高い評価を得ている丸山浩路先生が「私は生きている 私は何かができる」をテーマに記念講演を行ない、地元飯能に縁ある東京都指定無形文化財「八王子車人形」が西川古柳座一同により披露され閉会した。

長野県仏教徒大会

第四十五回長野県仏教徒佐久大会が、「ほとけさまに帰依し、みな共に いのちの限りつくしあつて 生きましよう。」を大会テーマに十一月七日午前十時から、南佐久郡白田町コスモホールを、県内各地から約千二百名もの参加者が会場を埋め尽くして開催された。法要、式典に引き続いて仏教振興財団理事長の井上信一先生が「仏教と経済」をテーマに記念講演を行ない、最後に大会宣言文と次期開催地を発表して閉会した。

『事務局録事』

十一月

一日 局内会議

謹告

これまで、年末に頒布してまいりました『全仏手帳』は、本年度（一九九九年）の版をもちまして、終了とさせていただきます。

長年のご愛顧に感謝申し上げます。

- 四日 仏教とマルチメディア研究会
- 六日 中村元全仏元副会長葬儀参列
- 七日 長野県仏教徒大会出席
- 十一日 全日本仏教婦人連盟大会出席
- 十七日 大阪府仏教徒大会出席
- 日本仏教保育協会祝賀会出席
- 宗教法人実務研修会出席
- 十九日 局内会議
- 二十二日 同和委員会
- 二十五日 法律相談室
- 三十日 戒名研究会